

福山市移住者等住宅改修費補助事業

この補助事業は、市外で暮らす世帯等の転入促進、空き家の活用を図るため、市内の中古住宅を購入し改修する移住希望者等に対してその改修工事費用の一部を補助する制度です。

補助額

移住希望者・定住希望者

福山市内に5年以上、定住する者

- 福山市外から転入する者。
- 転入後3年以内で賃貸住宅に居住中であり、本制度を利用する者。

基本
上限

30 万円

若年子育て世帯・新婚世帯

若年子育て世帯

- 中学生以下の子が属し、親のどちらかの年齢が満40歳未満の世帯。

新婚世帯

- 婚姻日から3年以内で、夫婦どちらの年齢も満40歳未満である世帯。
- 婚姻予定者(実績報告までに婚姻すること)

加算
上限

20 万円

親世帯との同居・近居

- 親世帯と同居する場合。
- 親世帯が属する小学校区内又は親世帯の家屋から直線距離2キロメートル以内に居住する場合。

加算
上限

10 万円

【共通事項】

- ・補助額は、補助対象工事の費用(税抜)の2分の1に相当する額。
- ・補助金の交付決定後に、補助対象工事及び補助対象住宅の購入を行うこと。
- ・建築基準法その他関係法令に適合した一戸建て住宅であること。

上限
最大

60 万円

本制度を利用し住宅金融支援機構の【フラット35】の借入れた場合借入金利を当初5年間

年0.25%引き下げ

問合せ先

詳しい制度概要についてはこちらまで

【フラット35】について

独立行政法人
住宅金融支援機構
中国支店

☎082-221-8654

利用申請の書式はこちらから



【補助金】について

福山市
建設局建築部住宅課

☎084-928-1102
(直通)

住宅課の
HPIはこちら

